

「韓国への教育旅行セミナー現地視察事業」委託業務説明書

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

高松ーソウル線の利用促進を目的とした韓国への教育旅行等を促進するため、県内高等学校等の教育旅行関係者を対象とした韓国への教育旅行セミナー現地視察事業を本仕様書に基づき実施するもの。

(2) 業務の内容

別紙「韓国への教育旅行セミナー現地視察事業」委託業務仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

契約の日から平成30年9月7日（金）

(4) 参加資格

次に掲げる条件を満たしていること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ②香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に規定する指名停止の措置を受けていない者。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - i 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - ii 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- ④香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されており、A級に格付けされている者。
- ⑤当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者。

2. 応募に要する書類

本件公募への参加を希望する者は、「韓国への教育旅行セミナー現地視察事業」委託業務に係る応募意思表明書（以下「応募意思表明書」という。）及び提案書を提出してください。

3. 応募方法

(1) 応募意思表明書の提出

①受付期間

平成30年6月25日（月）から平成30年7月2日（月）まで（土・日曜日を除く。）

②受付時間

8時30分～12時00分、13時00分～17時15分

③提出方法

持参又は郵送（期間内必着）

(2) 提案書の提出

①基本事項

自由様式とし、次の内容を含む提案書を作成のうえ、提出してください。

- ・別紙仕様書に基づく企画提案書（旅程表・具体的な企画案、基本コンセプト等）
- ・過去の教育旅行等の実績
- ・実施に当たっての作業工程、業務実施体制
- ・配置予定担当者の資格、経歴
- ・今回の現地視察実施を踏まえた高松ーソウル線を活用した教育旅行等利用促進に繋がる新たな取組みの提案
- ・経費の見積及び内訳

②受付期間

平成30年6月25日（月）～平成30年7月3日（火）（土・日曜日を除く。）

③受付時間

8時30分～12時00分、13時00分～17時15分

④提出方法

持参又は郵送（期間内必着）

⑤提出部数

正本1部、副本5部

（※社名や社名を連想させるロゴなどの表示がないものを提出してください。）

4. 質問の受付

応募意思表明書を提出した者で、この公募について質問がある場合は、文書（様式任意）で提出してください。口頭による質問は受け付けません。

①受付期間

平成30年6月25日（月）～平成30年6月28日（木）まで（土・日曜日を除く。）

②受付時間

8時30分～12時00分、13時00分～17時15分

③提出方法

持参又はFAX（期間内必着）

④回答予定日

平成30年7月2日（月）

⑤回答方法

FAXまたは電子メール

⑥その他

提出期限までに提出されなかった質問については回答しません。なお、当該回答文書は本説明書を追加又は修正したものとみなします。

5. 提案書の評価基準

提案書の評価項目、判断基準は以下のとおりとします。 【計40点】

(1) 人員組織体制 【5点】

- ・業務実施に必要な人員組織体制であること。

(2) 業務内容の理解度 【10点】

・事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案（旅程表の内容等）がなされているか。

(3) 教育旅行等の実績 【10点】

・業務実施に必要なノウハウ、実績を有していること。

(4) 高松ーソウル線の教育旅行等利用促進 【10点】

・今回の現地視察実施を踏まえ、同路線を活用した教育旅行等利用促進に繋がる新たな取組みを提案すること。

(5) 見積価格【5点】

・適当な見積額を提示していること。ただし見積内容が不適切と認められるものは評価しない。

※評価基準

(1) ～ (4)

(5点配点) 大変優れている：5点、優れている：4点、普通：3点
やや劣っている：2点、劣っている：1点

(10点配点) 大変優れている：10点、優れている：8点、普通：6点
やや劣っている：4点、劣っている：2点

(5) ……見積価格については、以下の計算式により得点を算出する。

1位 5点（最低価格業者）

2位以下 $(1 \text{位の見積価格} / \text{当該事業者見積価格}) \times 5 \text{点}$
(小数点第2位を四捨五入)

6. 結果の通知

選定の結果については、応募者全員に文書で通知します。

7. 委託契約の締結

(1) 選定された提案書を提出した者と予算の範囲内で委託契約を締結します。

(2) 仕様書の内容等をあらためて協議のうえ、契約を締結するので、今回提出した見積金額が契約金額とならない場合があります。

8. その他

(1) 応募意思表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とします。

(2) 提出された書類は返却しません。